

# 保護者の皆様へのお願い

鹿児島県教育庁義務教育課・高校教育課

子供のスマートフォン等のインターネット機器には、フィルタリングを必ず設定してください!

インターネット、SNSを介した犯罪被害、トラブルが急増しています。

## 〈実際に起こった事案〉

### ○裸画像送らせ事案

女子生徒が知り合った男性から、SNSで「きれいな写真を送ってほしい」と頼まれ、自画撮りの裸の写真を送ったところ、その画像が、同級生のライングループに送られ、画像が拡散してしまった。

### ○家出未成年者が誘拐された事案

保護者とけんかをし、家出をした女子生徒がSNSで知り合った男性宅に泊めてもらったが、当該男性にわいせつな行為を強要された。

### ○オンラインショッピングやフリマアプリでのトラブル事案

男子生徒が、探していた洋服をサイトで見つけ代金を振り込み購入したが、その後、いくら待っても商品は届かなかった。サイトにある連絡先にメールで問い合わせても返信はなく、電話もつながらなかった。

## ※ SNSサイトにおける被害児童の現状（平成29年中・警察庁資料）

被害を受けた児童生徒（全国）のうち

84.2%が契約当時からフィルタリングの利用なし

7.4%がフィルタリングを利用していたが、被害当時利用なし

有害サイト

フィルタリングを設定しなければ、子供たちが次のような有害サイトに自由にアクセスできてしまいます。

過度の暴力表現や残酷な表現を含む情報サイト、  
ポルノ画像を含むアダルトサイト、  
出会い系サイト、薬物サイト、自殺サイト、  
その他、フィッシング詐欺やスパイウェアが仕込まれたサイト  
など

## 家庭にお願いする3つの対応

**必ず行ってください!**



### ① そもそも子供にスマホを持たせるか・持たせていて良いかどうか、もう一度考えてください。

- ・小学生、中学生に大人と同じスマホは必要でしょうか。子供たちが大人と同じように危険性を判断できるでしょうか。連絡を取るために必要なのであれば、子供向け端末（いわゆるキッズ携帯）で十分です。
- ・スマホを与えることによる影響は理解されていますか。学習時間、体を動かして遊ぶ時間は減る可能性が高くなります。過度の使用による健康影響も問題となっています。

### ② フィルタリングを設定してください。

**フィルタリングを設定しないまま子供にスマホを持たせることは、「親自らが、子供と犯罪とのつながりを作っている」ようなものです。**

- 新規契約の場合は、販売店から、使用者の年齢確認、フィルタリングについて説明がありますので、フィルタリング設定を依頼してください。  
くれぐれも手続きが面倒だと言って、拒否しないでください。
- 既にスマホを使用しているがフィルタリングを設定していない場合は、今すぐ、契約時の代理店にご連絡を。お使いのスマホで設定することも可能です。

以下のアイコンで、フィルタリングの設定ができます。

キャリア	Android			iOS		
	web	無線LAN	アプリ	web	無線LAN	アプリ
  						iOS 機能制限
	<b>あんしんフィルター for (キャリア名、ブランド名)</b> (例: あんしんフィルター for docomo)					

(出典: 鹿児島県県民生活局青少年男女共同参画課 青少年環境情報誌 ヘルシーユースかごしま No.29)

### ③ 家庭内のルールを作ってください。

(例)

- ・スマホの利用時間、利用サイト、料金を決める。
- ・知らない人とのやりとり（メッセージ、写真）はしない。
- ・個人を特定されるような情報・写真（SNSのID等の連絡先、氏名、住所、学校名など）は絶対にアップしない。
- ・※インターネット上で広範囲に流れてしまった情報、写真を完全に消去することは不可能です!
- ・困ったときはすぐに親、学校等に相談する。

など

→ルールを守れない子供のスマホは取り上げてください。

スマホを使いこなせる子供であるのかを見極め、子供の安全を守ることは家庭の責任です。ご相談いただければ、学校も一緒に指導します。

## 平成30年度インターネット利用等実態調査

このアンケートは、子供さんがインターネットをどのように使っているかなどについて尋ねるものです。

それぞれの質問について、当てはまるものに○を付けてください。

子供さんの校種に○を付けてください。

小学校 ・ 中学校 ・ 高等学校 ・ 特別支援学校（小 ・ 中 ・ 高）

子供さんの学年に○を付けてください。

1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 年

### 【全員に質問します。】

#### 質問1 インターネットに接続できる機器の所持について、質問します。

子供さんは、以下のようなインターネットに接続できる機器を持っていますか。次の中から一つだけ○を付けてください。

【インターネットに接続できる機器】

携帯電話（スマートフォン含む）、ゲーム機、パソコン、タブレット型端末、携帯音楽プレーヤー等

- ①（ ）子供専用の機器を持っている。
  - ②（ ）子供専用の機器は持っていないが、家族の機器を使っている。
  - ③（ ）子供専用の機器は持っておらず、家族の機器も使っていない。
- ※ ②、③を選んだ人は → 質問4へ

### 【質問1で①を選んだ人に質問します。】

#### 質問2 携帯電話（スマートフォンも含む）の利用の仕方について、質問します。

1 子供さんは、自分専用の携帯電話（スマートフォンを含む）を持っていますか。次の中から一つだけ○を付けてください。

- ①（ ）持っている。
- ②（ ）持っていない。 → 質問3へ

2 1で①を選んだ人に質問します。

(1) 子供さんが持っている携帯電話の種類はどのようなものですか。次の中から一つだけ○を付けてください。（スマートフォンとそれ以外の携帯電話の2台以上持っている場合は、①に○をしてください。）

- ①（ ）スマートフォンを持っている。
- ②（ ）スマートフォン以外の携帯電話を持っている。

(2) 子供さんが持っている携帯電話は、有害サイトなどへのアクセスを防ぐ「フィルタリング」の設定をしていますか。次の中から一つだけ○を付けてください。

- ① ( ) フィルタリングを設定している。  
② ( ) フィルタリングを設定していない。

※ フィルタリングを設定しているかわからない方は、子供さんの携帯電話を確認するか、契約先の電話会社にフィルタリングの状況を確認してください。

フィルタリング設定をしていない場合、このアンケートと同時に配布している「保護者の皆様へのお願い」をお読みいただき、速やかにフィルタリングを設定してください。

※ フィルタリングとは、子供をトラブルから守るために、有害サイトやアプリを制限して、安全にインターネットを利用するためのサービスや機能です。

(3) 青少年（18歳未満）が使用する「インターネットに接続できる機器」にフィルタリングを利用するかどうかの判断について、法律では保護者の責務となっていることをご存じですか。次の中から一つだけ○を付けてください。

- ① ( ) 知っている。  
② ( ) 知らなかった。

【参考】 青少年インターネット環境整備法（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）

（平成20年6月18日法律第79号：平成30年2月1日改正）

（保護者の責務）

#### 第6条

保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

（インターネット接続役務提供事業の義務）

#### 第17条

インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りではない。

**質問3 インターネットに接続できる機器（携帯電話、ゲーム機、パソコン、タブレット型端末、携帯音楽プレーヤー等）の利用の家庭内ルールについて質問します。**

1 あなたの家では、インターネットの使い方について家庭内ルールを決めていますか。

- ① ( ) 決めている。  
② ( ) 決めていない。

2 1で①を選んだ人に質問します。インターネットの使い方について、どんなきまりを決めていますか。当てはまるものをすべて選んでください。当てはまるものがない場合は、○を付けなくてもかまいません。

- ア ( ) 使う時間を決めている。
- イ ( ) 使う場面を決めている。(食事中は使わないなど)
- ウ ( ) 毎月の利用料金の上限を決めている。(料金定額制の場合は除く)
- エ ( ) 家庭内での置き場所を決めている。(いつでも家族が確認できるなど)
- オ ( ) 通話やメールの相手、インターネットで見るサイトを決めている。
- カ ( ) 家族が、電話やメールなどの相手やインターネットの接続先などを確認している。
- キ ( ) 守るべきマナーを決めている。(人を傷つけることは書かないなど)

==== 【ここからは、全員に質問します。】 =====

**質問4 学校以外でのインターネットの利用について、質問します。**

1 子供さんは、インターネットを何に利用していますか。下の項目の中から最も長い時間利用している順にア～キを記入してください。  
 (記入例を参考に、利用していることのみ記入してください。「キ その他」を選んだ場合は ( ) 内にその内容を記入してください。インターネットを利用することがない場合は、右端の欄に○をつけてください。)

- ア 学習活動 (調べものや学習に必要な画像等の閲覧等を含む)
- イ 音楽, 画像, 動画の閲覧やダウンロード (学習活動以外)
- ウ メール (Eメールやショートメールなど)
- エ SNSサイトなどでのコミュニケーション (ライン, ツイッター, インスタグラム, カカオトーク, フェイスブックなど)
- オ ゲーム (ダウンロードしたアプリでのゲームも含む)
- カ 買い物やチケットの予約など
- キ その他 ( )

【記入例】

利用する順	1	2	3	4	5	6	7	インターネットは利用していない(○を記入)
記号	ア	エ	オ	カ				

ア, エ, オ, カ以外に利用していない場合は空らん

【回答欄】

利用する順	1	2	3	4	5	6	7	インターネットは利用していない(○を記入)
記号 (ア～キ)								

2 子供さんは、平日(土, 日, 祝日を除く) 1日に平均してどのくらいの時間、インターネットを利用していますか。最も近い時間に一つだけ○を付けてください。携帯電話でメールを使ったり、サイトを見たりすることもインターネットの利用に含みます。

- ア ( ) 利用していない
- イ ( ) 30分未満
- ウ ( ) 30分以上～1時間未満
- エ ( ) 1時間以上～2時間未満
- オ ( ) 2時間以上～3時間未満
- カ ( ) 3時間以上～4時間未満
- キ ( ) 4時間以上～5時間未満
- ク ( ) 5時間以上

3 子供さんが、インターネットの利用で困った（困っている）ことがありますか。

- ① ( ) 困った（困っている）ことがある。  
② ( ) 困った（困っている）ことはない。または使っていない。

4 3で①を選んだ人に質問します。子供さんが、インターネットを利用する中で、次のようなことがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。あてはまるものがない場合は、○を付けなくてもかまいません。

（「キ その他」を選んだ場合は（ ）内にその内容を記入してください。）

- ア ( ) 悪口や、いやなうわさ話を書かれたことがある。  
イ ( ) 個人情報や写真を勝手に流されたり、悪用されたりした。  
ウ ( ) 誰が送ったか分からないメールやチェーンメールなどの迷惑メールが増えた。  
エ ( ) 他人からしつこいメールが送られたり、つきまとわれたりした。  
オ ( ) サイトを利用して、多額の料金を請求されて困ったことがある。  
カ ( ) アプリ等（ライン、ツイッター、インスタグラムなど）でのグループから仲間外れにされたり、いやな思いをしたりしたことがある。  
キ ( ) その他 ( )

5 子供の携帯電話やその他の機器のインターネットの利用について、次の項目にあてはまるものがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。あてはまるものがない場合は、○を付けなくてもかまいません。

- ア ( ) インターネットを長時間利用している。  
イ ( ) サイトの利用やメッセージのやりとりで睡眠不足になったりしたことがある。  
ウ ( ) サイトの利用やメッセージのやりとりで勉強に集中にできないことがある。  
エ ( ) 寝るために布団に入っても、携帯電話やインターネット機器が手放せない。  
オ ( ) インターネットの利用を制限されると、イライラしたり落ち着かなかつたりすることがある。  
カ ( ) SNSサイトやゲームサイト等で知り合った人と会ったことがある。

これでアンケート調査は終わりです。  
ご協力ありがとうございました。